



## 基本目標1 地域社会の多様な主体をつなげる つなげる

### (1) 地域力の支援体制の整備

#### ● 現状と課題

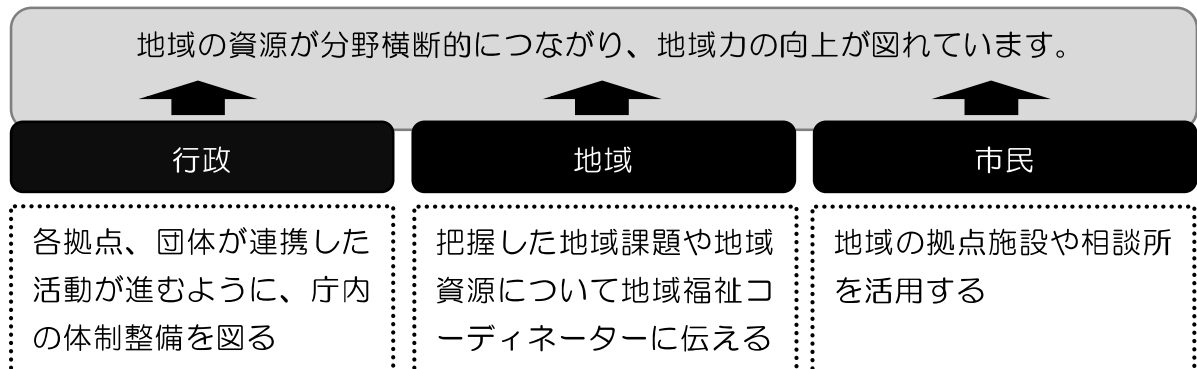
地域の生活課題を解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、相談支援を行う機関が柱となって、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど、多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。

特に、社会福祉協議会は、地域住民や様々な地域の組織・団体の参加を促し、連携・協力しながら地域の課題を見出し、解決に向けて取り組んでいく地域福祉活動の中核としての役割を担っているため、市と社会福祉協議会との連携は欠かせないものとなります。

また、本市では、各地区の市民活動センターにおいて、地域の様々な団体が活動拠点として利用しており、令和元年からは、社会福祉協議会による地域福祉コーディネーターの相談窓口の開設が進んでいるため、地域の生活課題の把握や、きめ細かな対応も可能になることが期待されています。

既存の社会資源を生かして、効果的に地域の生活課題に対応していけるように、多様な分野が連携を図りながら、地域力を高められる支援体制を整備していく必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- 自治会、民生委員・児童委員、地域住民、関係団体が連携して地域福祉活動が展開できるように情報提供や情報交換等の調整を行います。
- 地区組織による子育て支援や地域づくり活動を支援します。

- ☑ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者等の相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、それぞれの機能強化を図るとともに、それぞれの専門性を生かしながら個人や地域の課題を総合的に支援していけるように、分野横断的に意見交換が行える場の設置などを検討します。
- ☑ 地域福祉コーディネーターの役割について市民だけでなく、庁内で情報共有し、地域力を育む要となれるように、市及び社会福祉協議会が連携して支援していきます。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 地域の支援体制の連携支援 〔社会福祉課〕
事業内容	地域住民が自ら地域生活課題を把握し解決するための素地をつくる地域福祉コーディネーターの活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 地域包括支援センター運営事業 〔高齢介護課〕
事業内容	高齢者の総合相談窓口として、各地区の民生委員・児童委員や介護事業所など関係機関との連携を強化するとともに、生活支援コーディネーターなどと連携し、地域の支え合いづくりを進めます。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 生活支援体制整備事業 〔高齢介護課〕
事業内容	既に配置した生活支援コーディネーターを中心に、協議体の運営や高齢者の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング、地域における助け合い活動の立ち上げ支援などを行います。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> 地域自立支援協議会 〔障害者福祉課〕
事業内容	市と障害者福祉に係る関係機関が障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに支援体制の整備について協議を行います。

(2) 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携強化

● 現状と課題

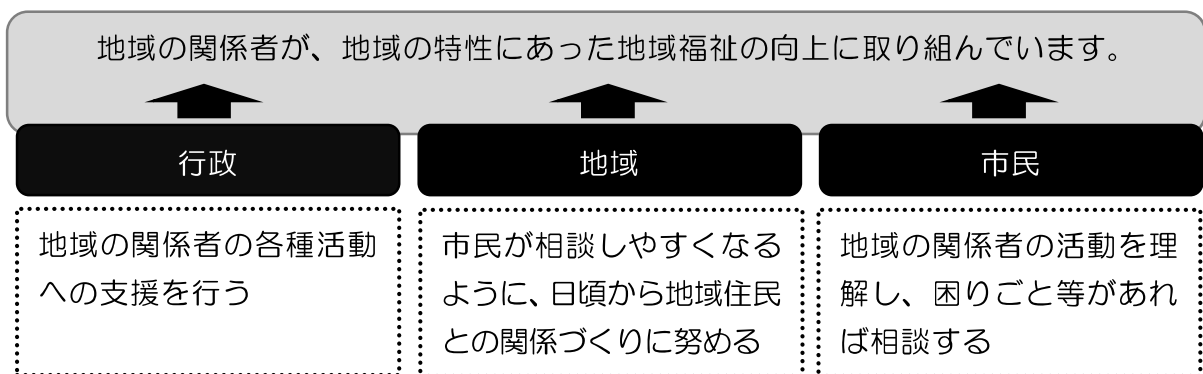
各地域では、自治会の地域に根差した各種の活動や、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、地域福祉協力員による相談支援活動、見守り・声かけ活動などが行われています。シニアクラブ、PTA、ボランティア団体など様々な団体も地域を支える活動を行っています。地域住民の課題を早期に発見し、早期支援につなげていくには、こうした自治会や民生委員・児童委員などの地域の関係者の活動が欠かせません。

しかし、近年は核家族化や集合住宅の増加、ライフスタイルや価値観の多様化、また、市民のプライバシー意識の高まりと相まって個人情報取り扱いなども問題となり、自治会や民生委員・児童委員等においても、地域住民の現状把握が難しい状況が生まれつつあります。地区懇話会においても、自治会の加入率の低下を危惧する意見が多く、同時に、加入しない住民が、地域で生活するにあたって、必要な情報や支援を受けられないことが心配されています。

また、自治会の役員や民生委員・児童委員のなり手不足も大きな課題となってきています。

今後は、自治会の意義や民生委員・児童委員の活動などをより具体的に市民に周知するとともに、地域の特性を踏まえた活動が効率的に行えるように、分野横断的な考え方にに基づき、自治会や民生委員・児童委員、地域福祉協力員、ボランティア等が情報や意見の交換などが行えるような機会をつくるなど、連携体制の整備を図る必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 自治会は、地域住民が生活する上で最も基盤となる団体であり、地域福祉の推進においても重要です。市内外の活発に活動している自治会の事例の情報収集などを行い、情報を提供するなど、活動支援を行います。

- 住民からの多様な相談に適切に対応し、迅速な支援につなげるため、情報の提供や相談に対応するとともに、民生委員・児童委員研修への参加促進を図ります。
- 市民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員について、市民への周知を図ります。
- 自治会や民生委員・児童委員等の連携が図れるように、情報や意見交換を行える機会をつくります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 自治会との連携  〔社会福祉課〕
事業内容	地域福祉の推進に向けた取組について、自治会に対して周知を図り、地域生活課題の解決に向けて連携体制の強化を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 民生委員・児童委員との連携支援  〔社会福祉課〕
事業内容	民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 地域福祉協力員の活動支援  〔社会福祉課〕
事業内容	小地域での見守り・声かけ活動を行い、民生委員・児童委員、自治会などと連携して地域の課題を早期発見、解決することを目的に設置された地域福祉協力員の活動を支援します。

### (3) 地域づくりに携わる団体の連携・協働

#### ● 現状と課題

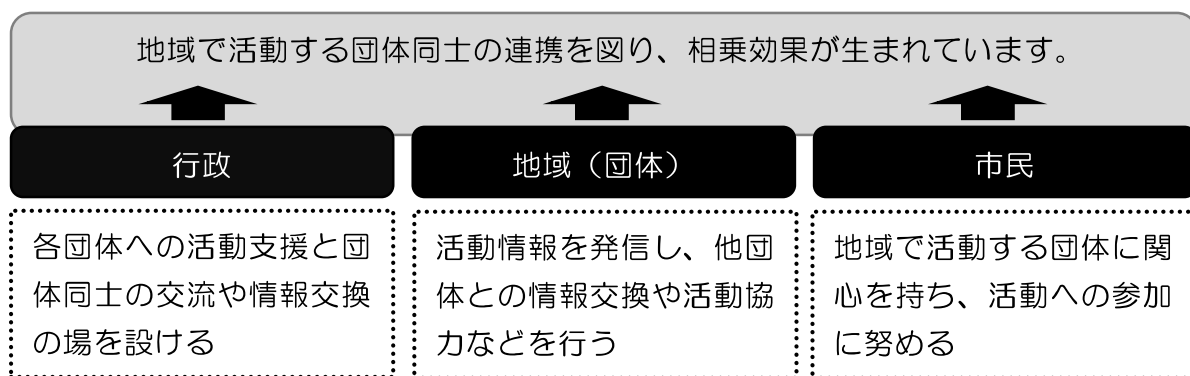
地域で抱える課題は福祉に限らず様々な分野に及んでおり、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などが進む中で、地域福祉活動はまちづくりの観点での持続可能性とも大きく関係してきます。

地域福祉活動は持続可能なまちづくりにも通ずるため、商工会や観光協会、その他まちづくり活動を行う団体をはじめ、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、就労、住宅、交通機関など、数多くの組織・団体との連携も重要です。

また、各団体が個別に活動しているだけでは活動内容や活動規模などに制約が生じるだけでなく、各団体の専門外の課題への対応が困難になっている状況もあります。

そのため、地域で活動する団体同士の連携を図り、相互協力体制を築いていく必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 社会福祉協議会とともに地域福祉活動が効果的に展開できるように、地域福祉に関わる関係課との連絡調整を図ります。
- ☑ 社会福祉協議会と連携し、市民参加型の講演会を開催するなど、地域活動団体交流活動の支援を行います。分野の枠組みを超えた団体同士の情報交換の場づくりも推進します。また、地域の社会資源の発見や活用が進むように、商工会や観光協会などを通じた企業等への啓発活動を推進するなど、連携強化を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 「このゆびと〜まれ！フェスタ」事業支援</b> 〔子育て支援課〕
事業内容	市内子育てサークルのネットワークである「NPO 法人東松山子育てねっと」が中心的役割を担って実行委員会を組織し、夏休み中の子どもたちの居場所づくりの一環として実施する「このゆびと〜まれ！フェスタ」などの事業への支援を行います。



【このゆびと〜まれ！フェスタ】

#### (4) 社会福祉法人の地域貢献の促進

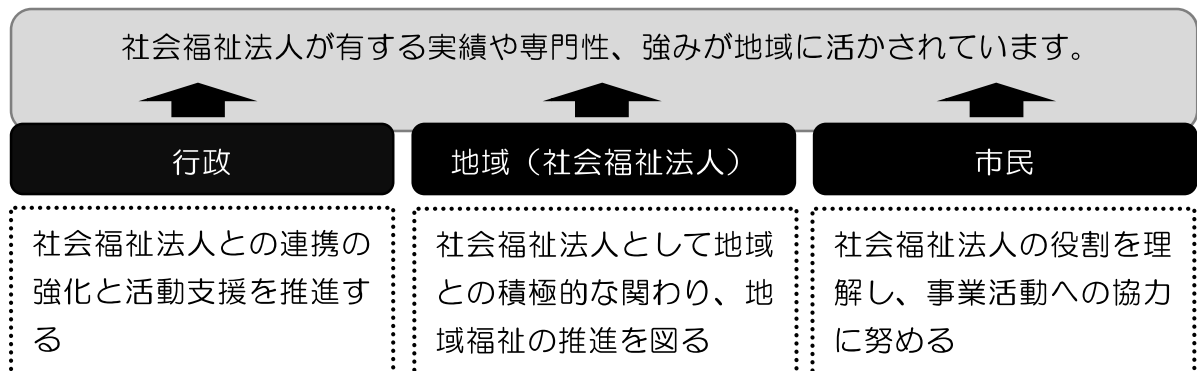
##### ● 現状と課題

地域福祉は行政だけでなく、地域住民や事業者など、多様な主体の相互協力により行われるものであり、中でも、福祉に関する専門的な知識や実績を有する社会福祉法人の存在は大きなものです。

平成29年4月の改正社会福祉法では、社会福祉法人については、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革、福祉人材の確保の促進に関する内容が改正されました。また、地域における公益的な取組を実施する責務規定が創設され、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

本市では、地域により地域生活課題も異なるため、地域の実情を踏まえた法人が、その有する機能を地域福祉活動にも可能な限り発揮できるように、連携強化を図っていく必要があります。

##### ● 目指す姿



##### ● 市の主な取組

- ☑ 社会福祉協議会の行う地域福祉活動の促進に必要な支援を検討するための情報の収集や協議の場の設定を行います。
- ☑ 社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が、それぞれの有する機能を発揮し、地域の生活課題にきめ細かく対応し、住民生活により身近な地域の活動を行うことの重要性やメリットについて、市民に周知を図り、事業者と市民が共に地域福祉を推進する環境づくりを進めます。
- ☑ 複合課題の対応や制度の狭間にある問題など、多様な地域の生活課題に対応できるように、市と社会福祉協議会等との連絡体制の調整を図ります。



▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	1 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進 〔社会福祉課〕
事業内容	社会福祉法に規定されている社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するため、取組内容の周知を図ります。



## 基本目標2 多様性を尊重しながら支え合う 支え合う

### (1) 地域活動等への市民参加の促進

#### ● 現状と課題

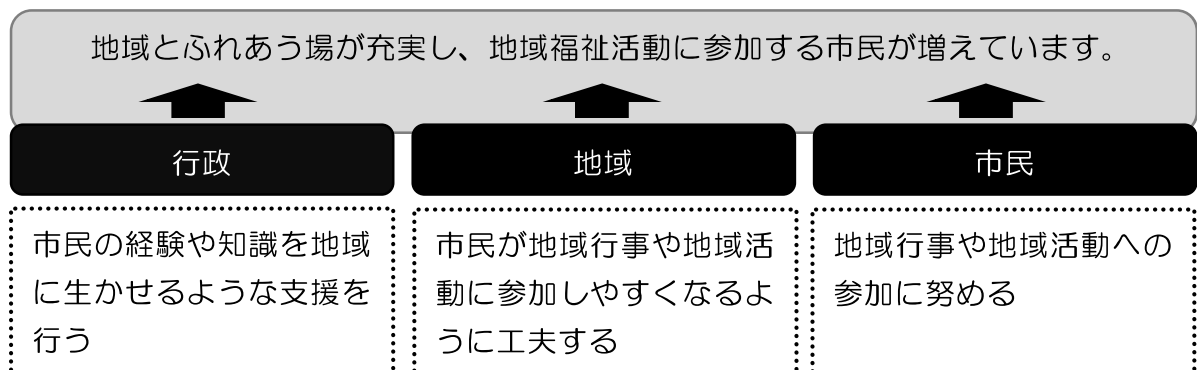
団塊の世代で定年退職を迎えた方や、出産・子育てのために離職された方など、様々な社会的経験や技能を習得された方が職場から地域に戻ってきています。一方、地域活動団体からは次代を担う人材の不足が深刻であるという意見もあがっています。

また、アンケート調査では、近所付き合いに対する考え方は、その必要性を感じつつも、一定の距離を保ちながらの付き合い方を望む傾向がみられます。地域行事等への参加も若い世代を中心に参加率は低い状況です。

地域のつながりや近所付き合いの重要性が見直される中で、住民相互のつながりが広がるように、地域とふれあう機会を創出していくことが大切です。

地域活動の参加により、やりがいや生きがいを感じられることや、参加によって地域とのつながりの輪を広げることでもあるため、地域住民の社会参加を促す必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 市民相互の助け合いにより子育て世帯を支援するファミリー・サポート・センターが持続的に活動していけるように、市民への周知や活動支援を行います。
- ☑ 市民参加型の講演会を開催するなど、地域活動団体交流活動の支援を行います。また、分野の枠組みを超えた団体同士の情報交換の場を設けます。
- ☑ 認知症カフェや社会福祉協議会が行うサロン活動などを支援し、誰もが気軽に参加できる場づくりを推進します。
- ☑ 地域の集いの場づくりを支援するため、空き家や空き店舗の活用などについて検討します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> シニアクラブ等の地域活動支援 〔高齢介護課〕
事業内容	シニアクラブ・老人憩いの家などに補助金を交付し、地域活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 認知症カフェの開催支援 〔高齢介護課〕
事業内容	認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが参加でき、なごやかな雰囲気の中で交流を楽しむ認知症カフェの開催を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> シニアボランティア支援事業 〔高齢介護課〕
事業内容	ボランティア活動を通じたいきがいづくりや社会参加を支援するため、活動実績に応じてポイントを付与し、貯めたポイントに応じた転換交付金を交付します。活動場所の拡大を図るとともに、様々な機会を通じて制度を周知し、ボランティア登録者数の増加を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> ファミリー・サポート・センター事業 〔子育て支援課〕
事業内容	子どもを預けたい人（利用会員）と、預かりたい人（協力会員）が、それぞれセンターに登録し、アドバイザーが条件や要望にあった会員同士を組み合わせ紹介し子育て家庭を支援します。協力会員には育児に関する講習等を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>5</b> 地域子育て支援拠点事業 〔子育て支援課〕
事業内容	子育て中の親子同士が気軽に立ち寄り、互いの交流や相談、情報共有や講習が行える場として、子育て支援センターソーレ・マーレ、まつやま保育園、仲よし保育園、東松認定こども園げんきの5か所で実施します。
事業名 〔担当課〕	<b>6</b> 子ども・子育て支援事業 〔子育て支援課〕
事業内容	中学生以下の子どもが放課後等を安全、安心、健全に過ごせる居場所として、地域の活動拠点である各市民活動センター内に設置した「子どものひろば」の充実を図ります。

## (2) 支え合い・見守り活動の充実

### ● 現状と課題

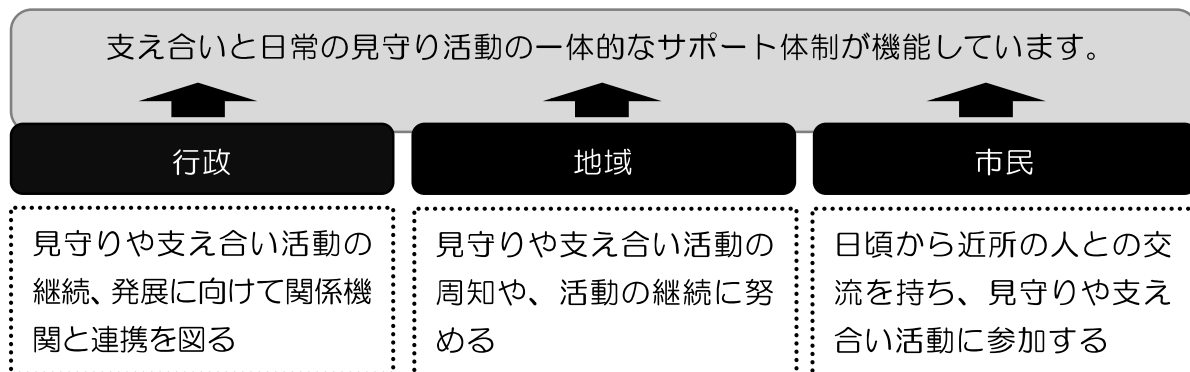
一人暮らしの高齢者などは、買い物代行や電球交換などのちょっとした支援が必要ですが、これまでご近所同士の相互の助け合いが行われていたことも、住民同士の関係の希薄化により、こうした頼みごともしづらくなっています。

アンケート調査では、地域の支え合いを感じている方は高い年齢階層で比較的多いものの、支援を頼むことに抵抗を感じている方もいます。また、地域との交流がなくなり孤立することで、悪徳商法被害、孤立死など深刻な問題に至ることもあります。

本市では、日常の見守り活動である「あんしん見守りネットワーク」や、民生委員・児童委員による活動、自治会・町内会による活動などを通じた見守りや声かけの取組もあり、こうした活動を継続し発展させていく必要があります。

また、近年はひきこもりや生活困窮など、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態の深刻化を招くケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、市民に対して、相談や通報などを早い段階で行うように周知するとともに、警察などの関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

### ● 目指す姿



### ● 市の主な取組

- ☑ 「あんしん見守りネットワーク」のほか、地域活動団体などが行う見守り活動の支援を行います。
- ☑ 地域住民が援助の必要な方の生活支援を行う「支え合いサポート事業」の運営を支援します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 自治会・町内会等への支援 〔地域支援課〕
事業内容	地域住民による自治や地域コミュニティ活動の振興のため、自治会・町内会による活動や集会施設の整備などを支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> ハートピアまちづくり協議会への支援 〔地域支援課〕
事業内容	市民の連携と協働による自主的なコミュニティ活動などを行うハートピアまちづくり協議会の活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 家族介護支援事業（あんしん見守りネットワーク） 〔高齢介護課〕
事業内容	地域包括支援センターを中心とし、協力員として登録した市民や事業者が高齢者等をさりげなく見守ることによって、高齢者の地域社会からの孤立を防止するとともに日常生活の問題を早期発見し、安心した生活を確保します。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> 東松山市国際交流協会への支援 〔総務課〕
事業内容	多文化共生と国際交流を目的とし、日本語教室などの事業を行う東松山市国際交流協会を支援し、外国人の交流や情報提供により、孤立化を防止します。
事業名 〔担当課〕	<b>5</b> 青少年健全育成事業 〔子育て支援課〕
事業内容	青少年育成東松山市民会議や関係団体の協力のもと、東松山駅及び高坂駅周辺で青少年に対する声かけ活動や非行防止パトロールである「愛の一声運動」を実施し、青少年の非行防止・健全育成を図ります。

### (3) 地域における介護予防・健康づくり活動の充実

#### ● 現状と課題

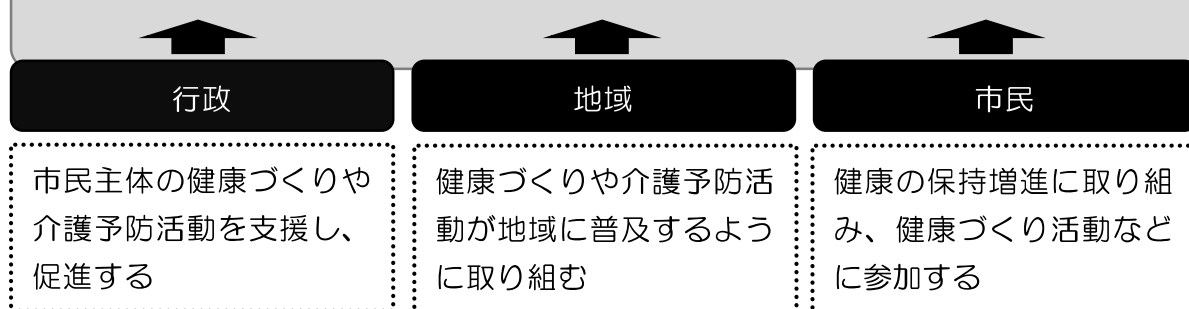
社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える方や生活習慣病にかかる方が増加しており、健康に関する関心は高まっています。

アンケート調査でも、日頃感じている悩みや不安は「自分の健康」もしくは「家族の健康」という回答が多い結果となっています。また、高齢化が進む中で、介護予防も重要となっています。

市民が健康で、いきいきと地域で暮らしていけるように、市民が主体の健康づくり活動を普及し、健康づくりを通じて生きがいつくりや社会参加につながるように、多くの市民の参加促進を図っていく必要があります。

#### ● 目指す姿

健康づくりや生きがいつくりの活動が身近な地域で活発に行われています。



#### ● 市の主な取組

- ☑ 高齢期に入っても、楽しく身体を動かしながら体操することができるハッピー体操の地域への普及を図ります。また、地域で自主的に活動している健康づくりや生きがいつくり、介護予防に取り組む団体を支援します。
- ☑ 市民が健康づくりの関心を高め、生活習慣の改善などに取り組むように、健康づくりに関する情報の発信や、健診への受診勧奨などを行います。
- ☑ こころの健康づくりを推進するとともに、深刻な事態に至らないように自殺予防に関する知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> きらめけサポーター養成研修 〔高齢介護課〕
事業内容	みんなきらめけ！！ハッピー体操の指導者を養成し、ハッピー体操の普及を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 介護予防教室 〔高齢介護課〕
事業内容	介護予防に大切な「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」の改善と向上を3本柱とした内容で教室等を開催します。



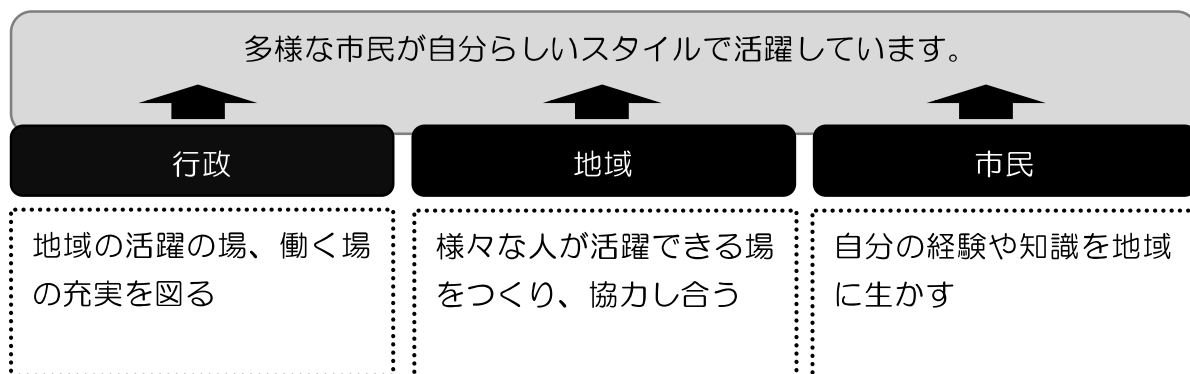
(4) 市民の活躍の場の充実

● 現状と課題

地域には、様々な知識や経験を積んでいる方が暮らしており、定年退職を迎えた方や、出産・子育てのために離職された方が、自分の現在のライフスタイルを保ちながら、地域社会で活躍していただくことは、地域福祉活動においても重要です。

また、一方で、障害や疾病など何らかの事情により、企業で勤めることが難しい方が社会で活躍できるような場をつくることも大切です。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 社会福祉法人や企業と連携し、地域での活躍の場づくりを推進します。
- 障害があっても社会で活躍できるように、就労支援を図ります。
- 生活困窮者やひきこもり、犯罪を犯した方など、就労に配慮が必要な方の雇用の場の確保に向け、支援者や相談機関、ハローワークなどと連携しながら、理解のある社会福祉法人や地域の商工会等への働きかけを行います。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> シルバー人材センター補助事業 〔高齢介護課〕
事業内容	高齢者の就労機会の増大と高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するため、シルバー人材センターが行う事業に対して補助金を交付します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> アクティブシニアを対象とした就労支援 〔商工観光課〕
事業内容	元気で就労意欲にあふれる高齢者を対象とした企業合同就職説明会を開催し、就労を支援します。



(5) 災害・犯罪に備えたまちづくりの推進

● 現状と課題

本市では令和元年10月に発生した台風第19号により河川の氾濫に伴う家屋の損壊・浸水や道路の冠水、一部の地域では湖のような状態になるほど被害は甚大なものとなり、特に都幾川、新江川、九十九川の流域において被災をした方々は、不自由な生活を強いられることとなりました。

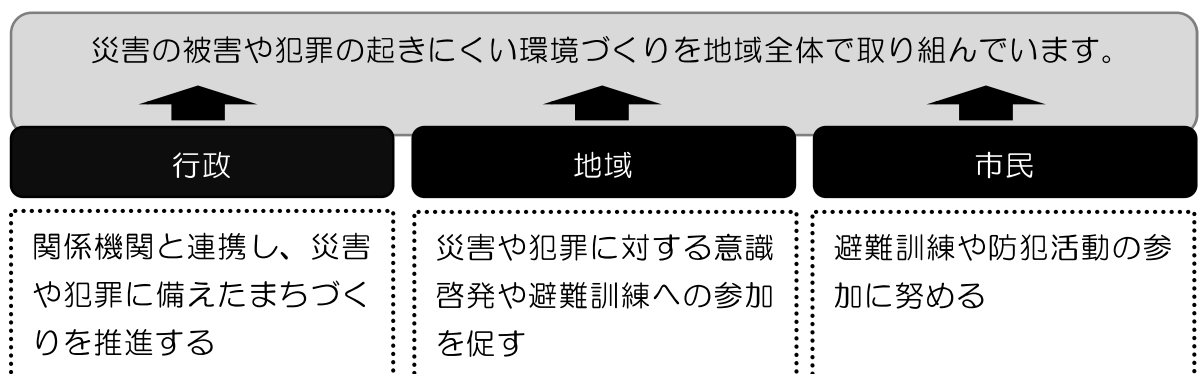
東日本大震災以降、市民の災害に対する危機意識も高まり、アンケート調査では災害対策は全世代で関心が高いテーマとなっていました。この台風により、多くの市民が「他人事」ではなく、「我が事」として災害対策の必要性を強く感じるようになりました。

要支援者の避難支援活動や避難生活での過ごし方、被災した家屋の片付けなど、様々な災害活動が地域福祉活動と通ずるものがあります。また、災害時には予期せぬ事態が発生する中で、住民が主体的に行動し、様々なニーズに臨機応変に対応したり、適切な支援につなぐことが求められます。こうした非常時における適切な対応は、日頃からの取組が素地となるため、要支援者の把握や住民同士の顔の見える関係づくりや、災害対応にあたっては住民一人ひとりが担い手であるという意識が高められるような啓発活動など、防災分野と連携した取組などが重要です。

本市では、これまで災害時の福祉対策として、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの支援などに取り組んできましたが、今後も災害時の役割分担や連携体制など、災害発生時の体制が向上するように取り組んでいく必要があります。また、避難行動要支援者名簿については、個人情報の問題もあるため取り扱いが難しいといった課題もありますが、この台風災害を教訓に、要支援者の理解が得られるような説明を行い、登録を促進するとともに、避難支援を行う支援者の確保も図っていく必要があります。

その他にも地域の安全対策として、登下校時の見守り活動や見通しの良い町並みの維持など、犯罪の起きにくい環境づくりを地域全体の協力で推進していく必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- ☑ 避難行動要支援者名簿の作成・更新や、自主防災組織の育成支援、多様な情報提供手段による防災・防犯情報の確実な提供を行います。また、地域主体による防災活動を通じて、地域全体で安全なまちづくりの意識醸成を図ります。
- ☑ 地域住民による青色回転灯を設置した電気自動車による防犯活動など、地域の安全づくりの活動を支援します。
- ☑ 緊急時にも救急隊員による適切で迅速な救急活動を受けられるように、緊急連絡先やかかりつけの病院などを記入する救急医療情報カードと携帯用の救急安心カードの配布について周知します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 避難行動要支援者支援制度の推進 〔社会福祉課〕
事業内容	自力での避難が困難な高齢者や障害者などに対して、情報の伝達や避難場所への誘導など、支援を希望される方からの登録申請により作成した名簿を定期更新し、地域の支え合い・助け合いにより支援します。 要支援者の避難場所や避難経路を個別に作成する個別計画の作成を進めます。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 福祉避難所の開設 〔社会福祉課〕
事業内容	災害時に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な方のために福祉的配慮を行う福祉避難所の確保、増設を推進します。また、福祉避難所の開設訓練を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 自主防災組織の支援 〔危機管理課〕
事業内容	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、災害時における地域の防災活動を円滑に行うとともに、日頃から災害に備えた準備を行う自主防災組織の結成・活動を支援します。

## 基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる

育てる

### (1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

#### ● 現状と課題

本市は「福祉のまち」として様々な施策に取り組んできましたが、福祉のまちとしてさらに進化するように、地域の生活課題を我が事としてとらえ、解決に向けた取組が日常的に行えるよう努力していくことが重要です。

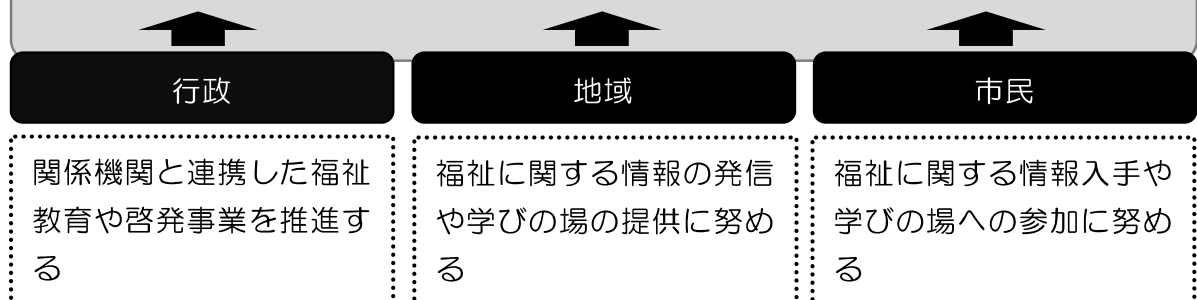
特に、福祉のまちとして発展を図っていくためには、次世代を担う子どもたちへ福祉の重要性について理解を深めてもらう必要があります。

市民アンケートでは、若い世代の福祉に対する関心が低く、地域への参加も進んでいない状況がうかがえます。

そのため、地域との接点を深め、福祉の理解を深められるように、福祉について学べる機会や場の充実を図ります。

#### ● 目指す姿

市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉活動への参加が拡大しています。



#### ● 市の主な取組

- ☑ 広報の内容や手段を充実させ、福祉サービスの情報提供を推進するとともに、すべての人が安心して暮らせるまちづくりのための啓発活動を行います。
- ☑ 教育委員会、社会福祉協議会と連携し、幼少期から地域福祉への関心を促し、成長段階に応じた福祉教育の推進を図ります。また、生涯を通じて学べるように、生涯学習や出前講座による福祉教育の開催を図ります。
- ☑ 認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座などの受講者に、自発的に見守り活動などの地域福祉活動に参加・継続できるように、情報提供や活動の機会づくりに取り組みます。

第4章 基本目標と施策の展開  
 基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> きらめき出前講座 〔社会教育課〕
事業内容	市民が開催する学習会に、市の職員を講師として派遣する出前講座で、福祉教育等の福祉をテーマにした講座を設けます。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 世代間交流促進 〔学校教育課〕
事業内容	総合的学習を活用し、子どもと高齢者との交流を図り、福祉の意識醸成を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 認知症サポーター養成講座 〔高齢介護課〕
事業内容	認知症等に対する正しい理解や、認知症の方と家族を見守る認知症サポーターを養成する講座を開催します。

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

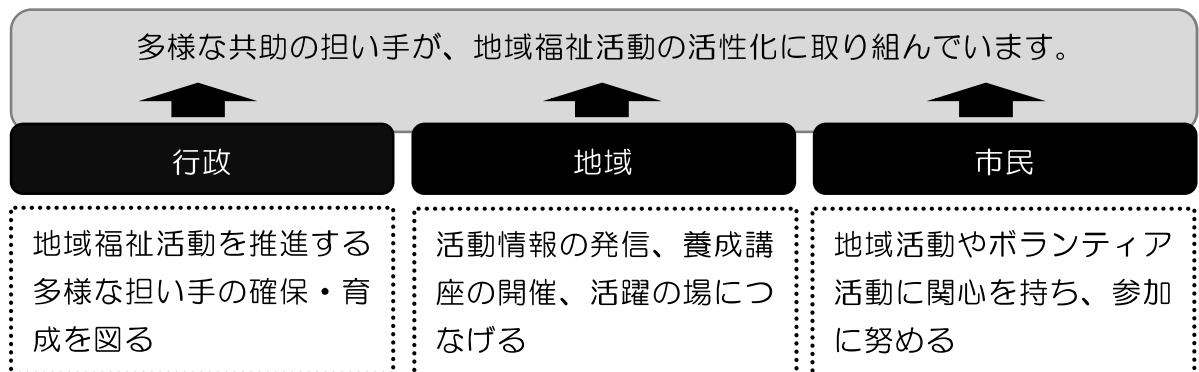
● 現状と課題

地域福祉は、行政や福祉事業者などの公的な福祉サービスの担い手だけでなく、インフォーマルなサービスの担い手としてボランティア団体をはじめとした多様な主体の相互協力により推進されることが望まれます。また、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決できるように地域の支え合いを推進する人材や、地域の資源を発見して結びつける人材が欠かせません。そのためには、各団体や地域福祉を担う人材の確保・育成が不可欠です。

本市では、社会福祉協議会においてボランティアの養成や活動支援、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターなど、地域福祉の担い手の確保・育成を行っています。

しかし、各団体を対象としたアンケート調査では、担い手の高齢化、新たな担い手の確保の難しさなどが浮き彫りになっているため、共助の担い手を増やし、地域福祉活動の活性化を図っていく必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの能力を高める研修への参加促進や意見交換会などの開催を検討します。
- ボランティアの活動支援など、ボランティアの確保・育成に取り組めます。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 福祉を支えるボランティアの養成 〔障害者福祉課〕
事業内容	精神保健福祉ボランティアや手話奉仕員の養成講座を開催し、地域福祉活動を支える人材の確保を図ります。

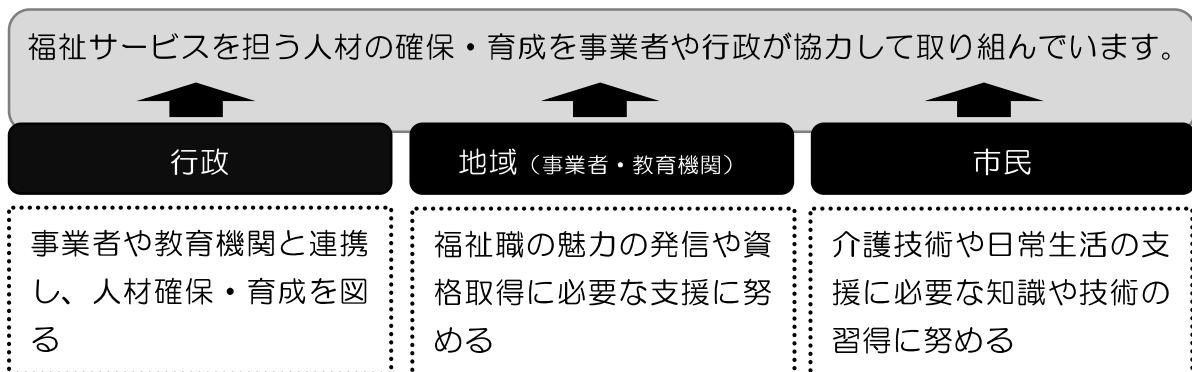
(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

● 現状と課題

少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、地域が抱える問題は多様化し、福祉サービスや保育サービスの必要性はますます高まっていますが、その一方で福祉を担う人材の確保や育成は十分進んでいないのが現状です。

地域の福祉サービスを維持発展させていくために、福祉を担う人材の確保・育成を事業者や行政が協力して取り組む必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 地域内の介護サービス事業者や保育所等の職員に対し、定期的な研修会や交流会を開催し、スキルアップや業務の向上を支援します。
- 事業者と連携し、福祉職の魅力を伝える情報発信や、離職した福祉職人材の復帰支援、資格取得や就労支援など、必要な支援を行います。
- 社会福祉法人と中学校、高校、大学などの教育機関と連携し、将来を見据えた福祉人材の確保・育成に向けた取組を検討します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 介護支援専門員のスキルアップ 〔高齢介護課〕
事業内容	支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉サービスを安心して利用できるよう、また適切なサービスの確保ができるよう介護支援専門員のスキルアップを図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 民間保育所職員処遇改善事業 〔保育課〕
事業内容	市内の民間保育園に対して、職員の処遇に対する補助金を交付し、子どもたちを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

## 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

築く

### (1) 福祉サービスの充実

#### ● 現状と課題

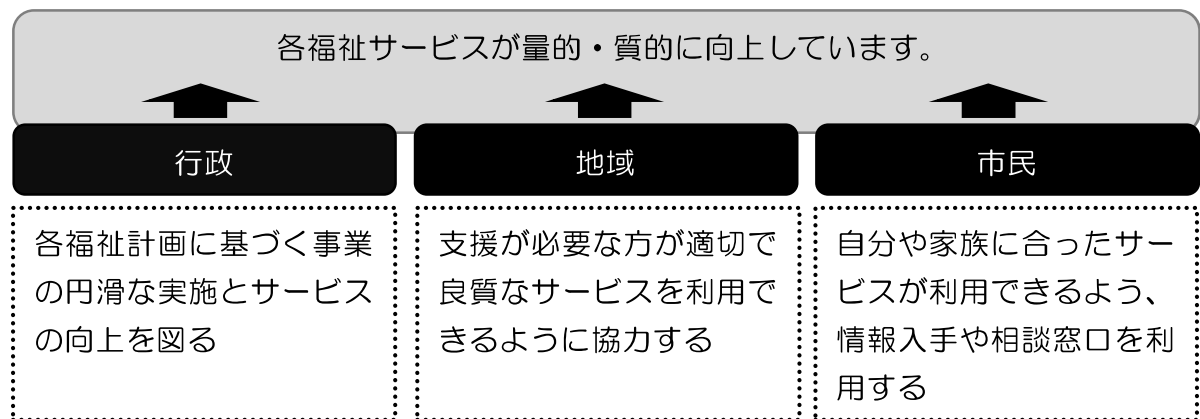
地域の福祉課題に対応するためには、各福祉関係計画に基づく事業の利用が前提となるため、利用促進のための情報提供活動とあわせて、各福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

また、福祉サービスの利用者は、サービスに不満があっても直接事業者伝えにくいことや相談先が分からないことがあります。

そのため、苦情相談窓口の周知を図るとともに、寄せられた苦情などの意見を基に、事業者がサービスを改善していく仕組みを充実させていくことが必要です。

さらに、各福祉計画の隙間に埋もれている問題や課題を進捗の管理の中で整理し、各福祉サービスの充実につながる取組が必要です。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 各福祉計画で策定された事業を円滑に実施するとともに、新たな課題として整理された事柄についての対応を図り、各福祉サービスへフィードバックします。
- ☑ 地域における高齢者のニーズを把握し、資源開発に活かすための「生活支援コーディネーター」の配置、在宅医療・介護連携推進事業や共生型サービスの推進など、地域資源の有効活用を図ります。
- ☑ 福祉サービスに関する苦情内容の把握や分析を行い、検証結果を事業者へ伝え、改善を求めます。また、所管の社会福祉法人の運営が適切に行われるよう、県と連携しながら、定期的な法人指導監査等を実施します。

## 第4章 基本目標と施策の展開

### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

#### ▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 在宅医療・介護連携推進事業  〔高齢介護課〕
事業内容	地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を継続的に開催することで、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行いながら、地域の医療・介護従事者の協力のもと、在宅医療・介護サービスが一体的に提供される体制の構築を推進します。





## (2) 生活困窮者等への支援体制の充実

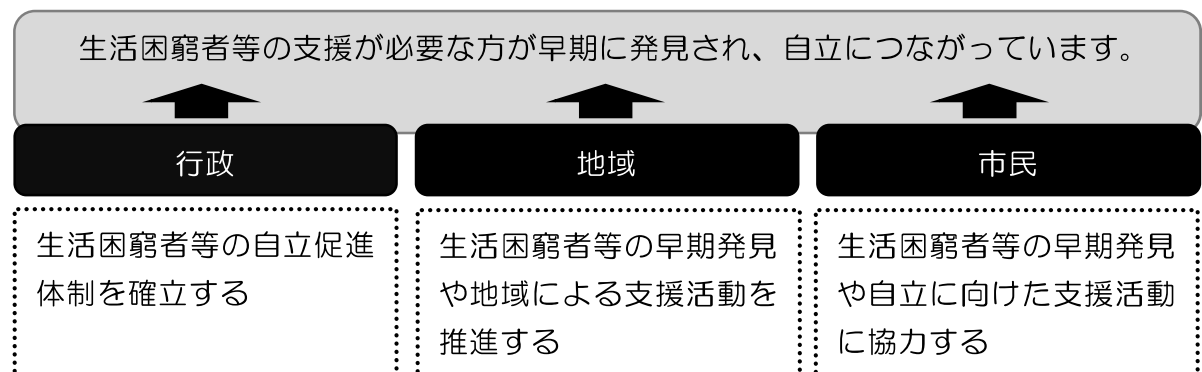
### ● 現状と課題

高齢化や家族関係の希薄化、雇用形態などにより、生活に困窮し生活保護を受給する世帯が増加しており、国は生活困窮者の自立を促進するための制度を設け、自立支援施策の展開を図っています。

生活困窮者は、失業や家族の介護、借金問題など様々な困難を抱え、生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われています。生活保護に至る前の段階から自立に向けた支援が行えるように、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域の支援が大切です。また、生活困窮者の中には、子どもの養育に問題を抱えているケースもあり、「貧困の連鎖」の防止のためにも養育相談や学習支援などが重要となっています。ひとり親家庭についても、経済的な問題や養育に困難を抱えているケースが多い状況にあります。

そのため、地域における生活困窮者等の早期把握や助け合いによる支援を推進していく必要があります。

### ● 目指す姿



### ● 主な取組

- ☑ 生活保護受給者及び生活困窮者の早期自立に向けた相談支援や就労支援を関係機関と協力して実施するなど、各支援が切れ目なく一貫して受けられるように取り組みます。
- ☑ 「貧困の連鎖」を断ち切り、社会的に自立できる力を着実に身に付けられるように、教育委員会と連携して生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象とした学習支援を行います。
- ☑ 生活困窮者の早期発見のため、福祉部門だけでなく、納税や水道、年金・保険、住宅、教育等の部門と連携を密にして情報の共有を図ります。
- ☑ 社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、地域住民など多様な主体が協働して生活困窮者に対する支援を行います。

## 第4章 基本目標と施策の展開

### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

- ひとり親家庭をはじめ、経済的に厳しい状況にある家庭に対し、安定就労や住まいなどの包括的な支援を行います。また、子ども食堂など、子どもの居場所づくりに取り組む団体と連携して支援を行います。

#### ▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 生活保護事業  〔社会福祉課〕
事業内容	生活困窮者に必要な保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 生活困窮者自立支援事業  〔社会福祉課〕
事業内容	生活困窮者に対する自立のための相談支援や住居確保給付金の支給を行うとともに、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を継続して実施します。 また、就労自立のための訓練、家計の改善の意欲を高めるための支援、生活保護・生活困窮世帯の子どもに対する生活習慣の改善等、状況に応じた支援の拡充を検討します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 児童扶養手当支給事業、遺児手当支給事業  〔子育て支援課〕
事業内容	児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、遺児手当等の支給を行います。また、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知を行い、ひとり親家庭に対し、各種手当等による経済的支援を行います。

### (3) 包括的な相談支援体制の整備

#### ● 現状と課題

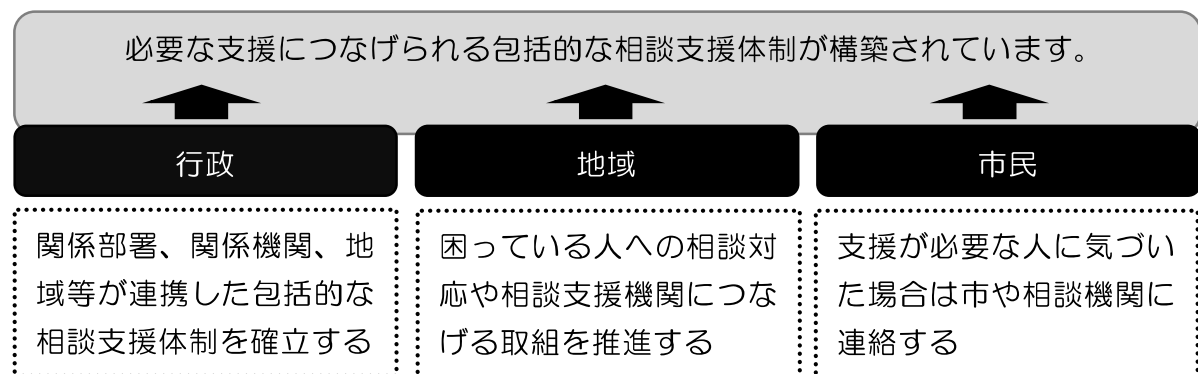
本市では、高齢者を対象とした地域包括支援センター、障害者を対象とした障害者相談支援事業所、子どもや子育て世帯を対象とした子育て世代包括支援センターなど、分野ごとの相談機関を設けて相談支援の充実を図ってきました。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースや、高齢の親と働いていない独身の50歳代の子どもが同一世帯にいるケース（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯のケース（いわゆる「ダブルケア」）、制度の狭間にあるケースなど、相談内容は複合化、多様化しています。

こうした状況を踏まえて、本市では、包括的な支援体制づくりに向けて、社会福祉協議会と連携し、各地区の市民活動センターに地域福祉コーディネーターを配置し、相談内容に応じて市の関係部署につなげる相談体制の整備を行っています。

今後も、必要な支援を受けられずに地域で孤立する方が生じないよう、実効性のある包括的な支援体制づくりを推進するため、関係部署と連携して地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくりに取り組む必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 広報等を活用して、支援を必要とする方が必要な情報を得られる環境を整えるとともに、相談先がわかるよう周知を行います。また、地域福祉活動団体を活用して情報の発信や共有を図ります。
- ☑ 認知症の方、ひきこもり、犯罪被害者など、専門的な知識や支援を要する方を対象とした相談支援については、専門機関と連携し、それぞれの状況を配慮しながら社会復帰に向けた支援を図り、孤立化を防ぎます。
- ☑ 社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターの活動を支援するとともに、相談窓口の周知を図ります。また、健康福祉部や市民生活部をはじめ、庁内の各部署に、地域福祉コーディネーターについての理解と協力の要請を行います。

## 第4章 基本目標と施策の展開

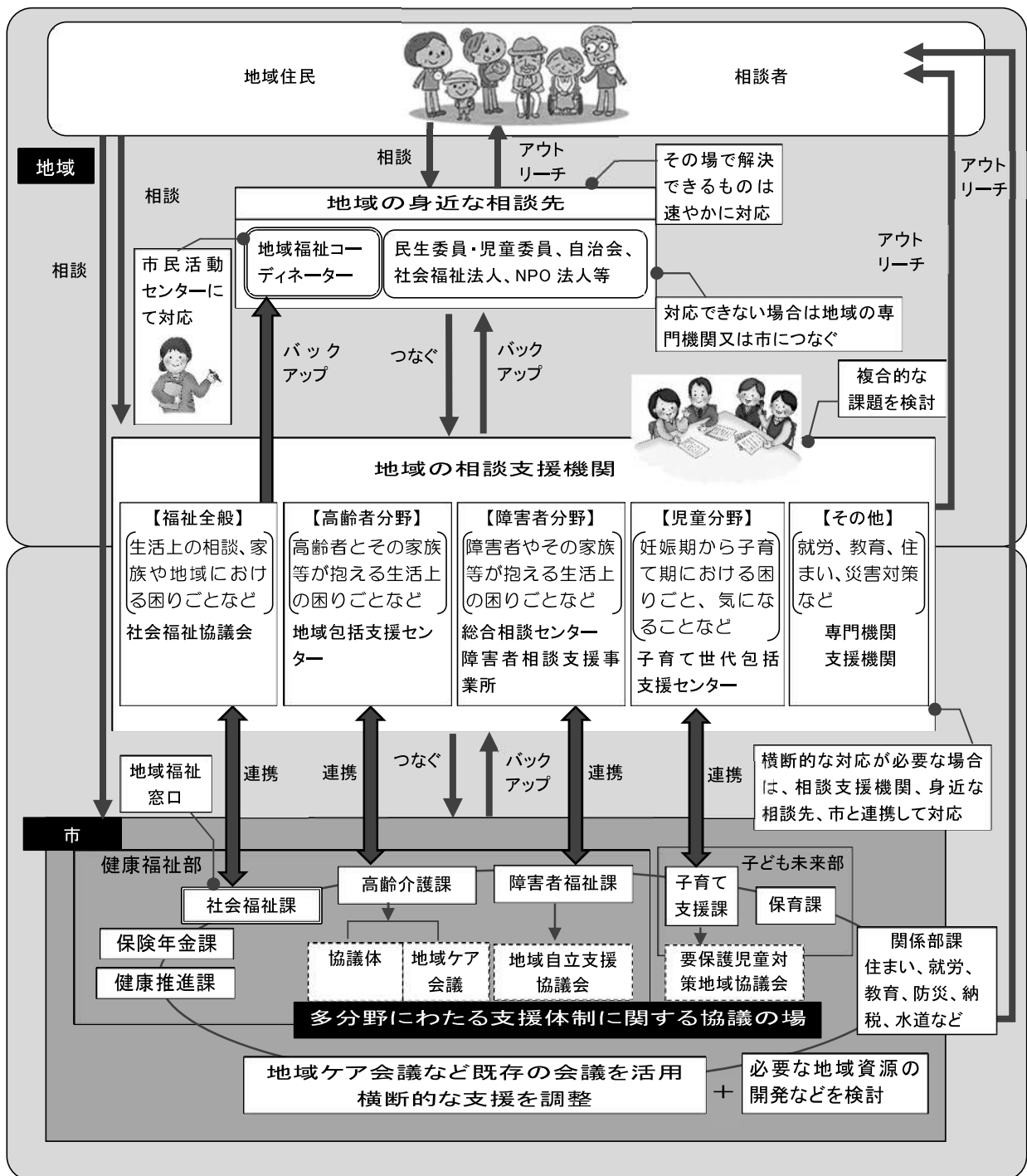
### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

- ☑ 犯罪を犯した方や非行のある少年が、地域社会に復帰できるように保護司や地域福祉関係者、相談支援機関、団体が連携し自立更生の促進を図ります。
- ☑ 複合的な課題に対応できるように、相談対応職員のスキルアップや、庁内の各担当部署や相談機関等を調整する相談担当（チーム）の設置を図ります。また、支援方策を検討し、横断的な支援調整が行えるように、地域ケア会議、協議体（高齢者）、地域自立支援協議会（障害者）、要保護児童対策地域協議会（児童）など、既存のネットワーク会議の活用を図ります。

#### ▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 総合相談センターの運営</b> 〔障害者福祉課、高齢介護課〕
事業内容	障害者や高齢者、家族などからの相談を 24 時間 365 日受け付け、相談者に合ったサービス等の情報の提供や、必要な支援につなげられるように取り組みます。
事業名 〔担当課〕	<b>2 ひきこもり状態にある若者等への相談支援</b> 〔障害者福祉課〕
事業内容	ひきこもりで悩んでいる本人または家族に対する相談を受けるとともに、福祉、子育て、教育部門の連携による「ひきこもり等支援連絡会議」を設置し、ひきこもり状態にある方の情報共有や支援方法の検討、支援の調整を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>3 子ども・子育てに関する相談支援</b> 〔健康推進課、子育て支援課〕
事業内容	母子手帳交付時に面接を行い、サポートプランを提示する等、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。 また、子育てコンシェルジュや家庭児童相談員による相談を実施し、最適な子育て支援サービスが受けられるよう情報提供や関係機関の紹介等を行います。 関連事業：子育て世代包括支援センター（新生児産婦訪問、プレパパママ教室、母子保健に関する相談支援等）、子育てコンシェルジュや家庭児童相談員による相談対応

■東松山市の包括的な相談支援体制のイメージ



県バックアップ（専門性の高いものなど、市で対応が難しいもの）



アウトリーチ Outreach

働きかけることや、援助すること。

さまざまな問題を抱えながらも支援の必要性を自覚していない人や、何らかの事情で相談窓口を訪れることができない人などは、自治体や公的機関による支援を受けられないまま、事態が深刻化してしまうことが多くあります。アウトリーチは、このような自ら援助にアクセスできない個人や家族に対して、地域のネットワークを活かしながら、訪問支援などによる具体的な援助活動を行うことです。

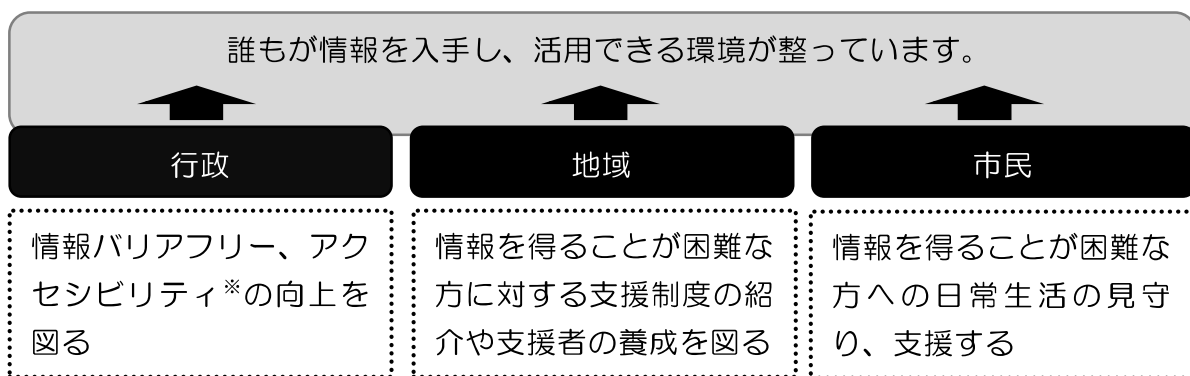
(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

● 現状と課題

本市では、ホームページの多言語化や音声の読み上げ機能を取り入れ、広報紙においても、読みやすく、わかりやすい情報提供に取り組み、誰もが、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人など、情報を得ることが困難な方は、正確な情報を得ることができずに、トラブルの発生や、孤立化などの事態を招くこともあるため、情報提供の充実に今後も取り組む必要があります。

● 目指す姿



● 主な取組

- 視覚障害や聴覚障害、知的障害、発達障害などの障害のある方や、外国人など、情報を得ることが困難な方に対して、それぞれの特性等を踏まえながら、ICT（情報通信技術）の活用など、情報提供の取組を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成して、情報提供体制の充実に図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 多様な媒体による情報提供</b> <span style="float: right;">〔社会福祉課〕</span>
事業内容	複合的な課題により、支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市広報、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実に図ります。

※障害者や高齢者等を含む全ての人が、情報通信を利用できるように、障壁となるものを取り除き（バリアフリー）、情報を入手しやすく（アクセシビリティ）なるように取り組む方策のこと。

(5) 権利擁護支援のための体制の充実

● 現状と課題

本市では、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるように、財産や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため平成31年4月に東松山市成年後見センターを開設しました。また、成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族がない方の市長による審判申立てのほか、成年後見人等へ支払う報酬に対する報酬助成などを通じて制度の普及や利用促進を図っています。

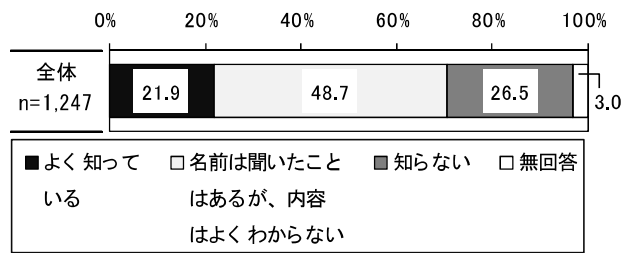
今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者等の増加が見込まれる中、利用の必要性が高まっていくと考えられます。平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、国の利用促進に係る基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することが、地方公共団体の責務とされ、また、成年後見制度利用促進基本計画では、制度を必要とする方が適切に制度を利用できるような地域連携ネットワークの構築をはじめ、中核機関の整備等の具体的な施策目標が示されています。

成年後見制度の普及啓発及び利用促進

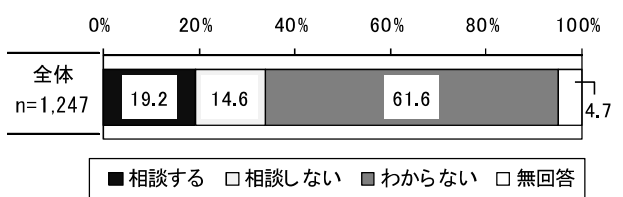
市民アンケート調査結果から、成年後見制度について「名前は聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が48.7%、また「成年後見制度を取り扱うセンターができたなら相談しますか」について、「わからない」が61.6%という結果でした。

今後、成年後見制度の認知度を高め、また成年後見センターの取組を周知することにより、成年後見制度の普及・啓発を行います。

「成年後見制度」の認知状況



成年後見制度を取り扱うセンターができた場合の相談意向



成年後見等申立件数 (件)

年度	法定後見	後見	保佐	補助
H28	11	9	1	1
H29	34	25	6	3
H30	25	19	5	1

※さいたま家庭裁判所提供データ（各年1月1日から12月31日時点）  
成年後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準とした件数

成年後見制度利用者数 (件)

年度	法定後見合計	後見	保佐	補助
H29	174	149	18	7
	うち親族	69	86	2
H30	176	148	23	5
	うち親族	72	71	1

※さいたま家庭裁判所提供データ（各年12月31日時点）  
「うち親族」は、親族が成年後見人等となっている件数

市長申立件数 (件)

年度	件数
H28	3
H29	1
H30	10

※社会福祉課資料（各年4月1日から3月31日時点）

● 施策の方向性

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化について検討を図ります。

● 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度利用促進法第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付け、以下の施策に取り組みます。

I 地域連携ネットワークの構築

I-1 地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

I-2 中核機関

地域連携ネットワークの中核として、ネットワーク全体のコーディネートを担当する機関としての役割を担います。地域連携ネットワークが適切に運営されるよう、関係機関との連携・調整等を行う中核機関の設置を目指します。

I-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います

広 報	成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利 用 促 進	市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後見人支援	親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。



## Ⅱ 市民後見人の育成

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

## Ⅲ 東松山市成年後見センターの機能検討

地域連携ネットワークの中核機関としてコーディネーターの役割を担うことについて検討します。

## Ⅳ 成年後見制度の利用支援

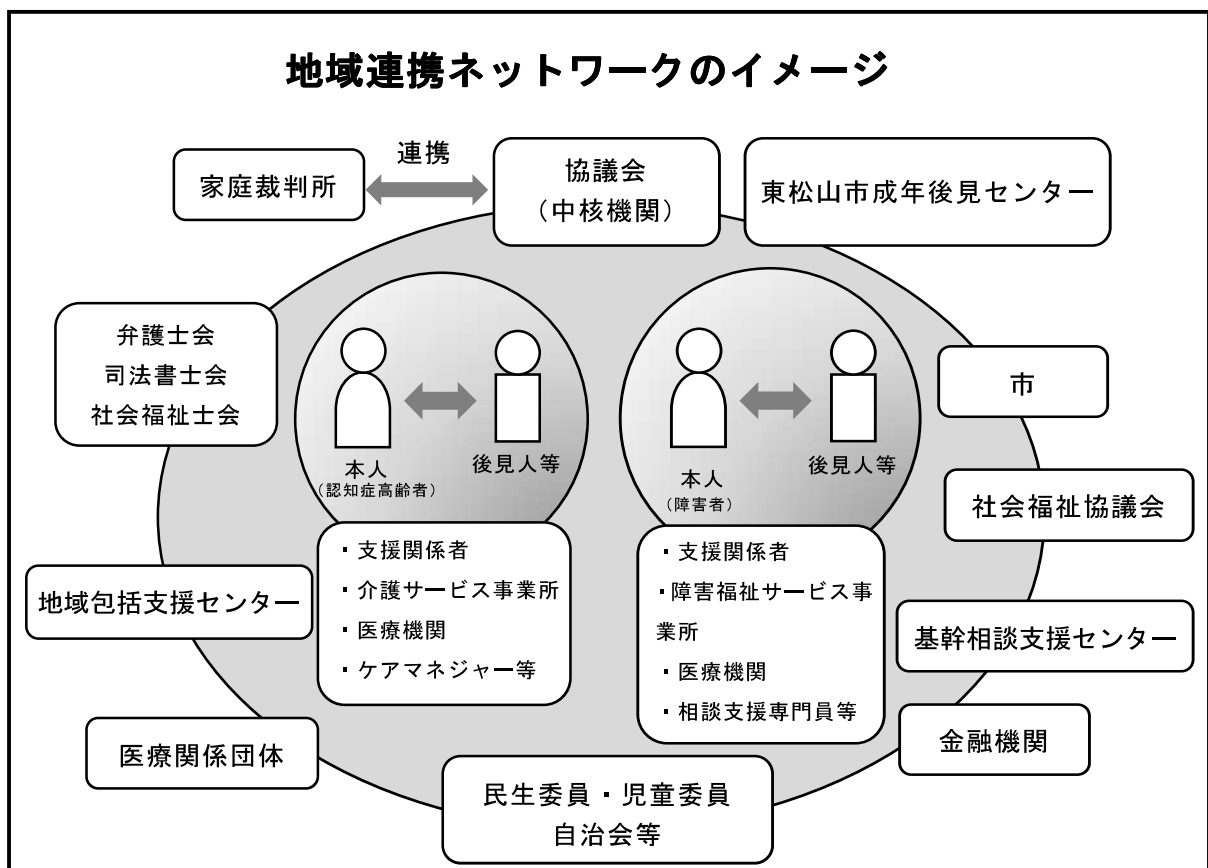
### Ⅳ-1 市長申立て

判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

### Ⅳ-2 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

### ■地域連携ネットワークのイメージ図

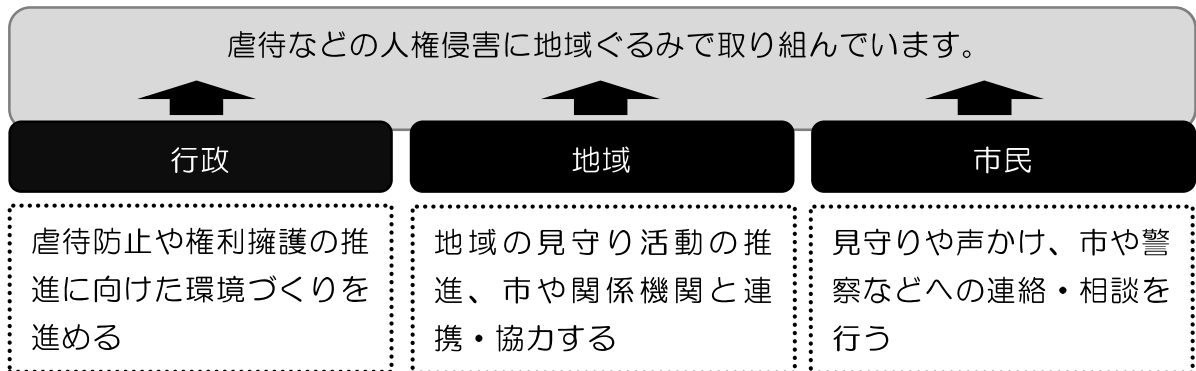


(6) 虐待防止に向けた体制の充実

● 現状と課題

児童や高齢者、障害者などに対する虐待などの人権侵害は後をたたない状況にあり、国においてはこうした虐待を防止する法律が施行され、県においても平成30年4月に「埼玉県虐待防止条例」が施行されています。市においても、虐待の防止・早期発見・早期支援、解消に向けた地域ぐるみの取組を更に推進する必要があります。

● 目指す姿



● 主な取組

- ☑ 虐待の防止に向けて、相談体制の充実や、関係機関との実効性のある連携体制の構築を図ります。また、虐待の兆候を早期発見し、支援に結びつけられるように、地域の見守り活動の促進や市や警察、県の通告窓口を周知します。
- ☑ 虐待への対応や権利擁護について、迅速かつ適切な対応が行えるように、職員の資質の向上を図ります。また、法律や福祉の専門職団体や関係機関をはじめ、多職種間での連携により支援が行えるような体制づくりをします。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> DV被害者支援の推進 〔人権推進課〕
事業内容	配偶者暴力相談支援センターを設置し、関係機関と連携してDV被害者を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 児童虐待防止 〔子育て支援課〕
事業内容	家庭児童相談員による子育てに対する悩み相談や「怒鳴らない！子育て練習講座」を実施し、児童虐待の早期発見・未然防止を図ります。 また、東松山市こども虐待相談ダイヤルの周知や関係機関との連携による取組を推進するとともに、継続的な支援が行えるように、要保護児童対策地域協議会による進行管理を行い、関係機関と連携強化を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 高齢者及び障害者への虐待防止 〔高齢介護課、障害者福祉課〕
事業内容	埼玉県虐待通報ダイヤルをはじめ、関係機関との連携により、高齢者及び障害者への虐待の防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

## 第4章 基本目標と施策の展開

### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

#### (7) 人にやさしいまちづくりの推進

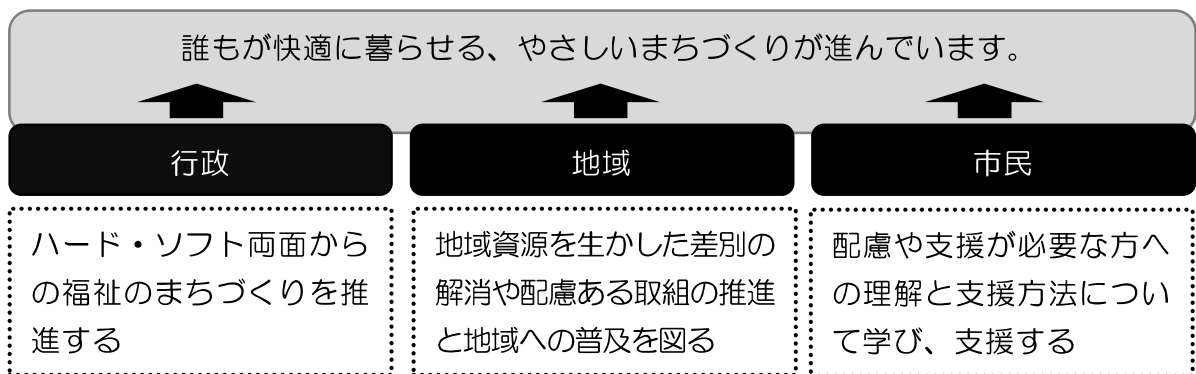
##### ● 現状と課題

本市では、平成10年3月に、「すべての市民が安全で快適に生活できる、ひとにやさしいまちづくり」を目指して「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合整備計画」を策定し、公共施設や道路などのバリアフリー化や、ノーマライゼーションの趣旨の普及とやさしさ意識の醸成に取り組んできました。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰もが住み慣れた地域で安心して、社会参加、地域活動、外出などを行えるようにするためには、公共施設や交通機関のバリアフリー化だけではなく、地域に暮らすすべての方の協力・理解が欠かせません。

そのため、ハードとソフトの両面から、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、誰にもやさしいまちづくりを目指していく必要があります。


##### ● 目指す姿







##### ● 主な取組

- ☑ 公共施設や道路等のバリアフリー化を継続して実施するとともに、整備したバリアフリー施設を円滑に利用できるように人的支援や情報提供など、ソフト面の対応を進めます。また、市民や事業者がバリアフリー化を行う際に支援を行います。
- ☑ 高齢者や障害者等への無理解や差別を解消するため、啓発活動や人権教育を推進します。また、障害者用駐車場のマナーアップキャンペーンや障害者のシンボルマークの普及啓発を行います。
- ☑ 新たに三世代で市内に同居又は近居するための住宅の購入、新築、増築等する者に対する補助金を交付し、子育て環境の充実と高齢者の暮らしの安全確保を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	1 ヘルプマークの普及促進 〔障害者福祉課〕
事業内容	<p>内部障害などにより外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようヘルプマークの配布及び普及促進を行います。</p> 

■ 障害者に関するシンボルマーク

<p>障害者駐車スペースの適正な利用</p>  <p>乗降のため、広いスペースが必要になります。</p>	<p>歩道に違法駐車 ・駐輪をしない</p>  <p>点字ブロックを塞ぐことがあります。</p>	<p>歩道に看板を設置しない</p>  <p>歩道を通ることができなくなり、危険です。</p>	<p>多目的トイレの適正な利用</p>  <p>このトイレしか使えない方がいます。</p>
---	---	--	--